

大阪市北区役所地下駐車場

使用事業者募集要項

令和 7 年 11 月

大阪市北区役所

目 次

	ページ
1 公募物件	2
2 駐車場使用条件等	2
3 応募資格要件	2
4 応募申込手続	3
5 質疑書の提出及び回答	4
6 価格提案書の提出及び審査	5
7 使用許可申請の手続き	7
8 使用予定事業者の決定の取消し	7
9 募集に関する問い合わせ先	7
10 事務の進め方（スケジュール）	8

【各種様式】

- ・ 応募申込書 (様式 1)
- ・ 誓約書 (様式 2)
- ・ 質疑書 (様式 3)
- ・ 価格提案書 (様式 4)
- ・ 委任状 (様式 5)

大阪市北区役所地下駐車場使用事業者募集要項

大阪市北区役所が行う北区役所地下駐車場使用事業者（以下「使用事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

所在地（住居表示）	使用許可面積	駐車台数	最低使用料（予定価格） （年額・税抜き）
大阪市北区扇町2丁目1番27号	1661.79 m ²	38 台	13,312,100 円

※1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。

※2 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等（10%）が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

2 駐車場使用条件等

別紙仕様書のとおり

3 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- （1）本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- （2）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- （3）国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること。
- （4）大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- （5）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- （6）本市が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者
- （7）本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから1年を経過

しない者

(8) 駐車場の管理運営業務について、3年以上の実績を有しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

4 応募申込手続

応募受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参してください。（送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(1) 応募受付期間

令和7年11月18日（火）～令和7年12月17日（水）

午前9時～午後5時30分（ただし、午後0時15分～午後1時を除く）

なお、土・日・祝日は受付を行いません。

（2）応募受付場所

大阪市北区扇町2丁目1番27号

大阪市北区役所総務課（4階41番窓口） TEL 06-6313-9941

（3）応募に必要な書類

① 応募申込書（様式1 本市所定様式）

② 誓約書（様式2 本市所定様式 A4サイズ両面）

※ ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

③ <法人>印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）

<個人>印鑑登録証明書

④ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

<個人>住民票の写し

※③④については、発行後3か月以内のものに限る。

⑤ 事業概要等（任意様式）

<法人>・会社概要（会社のパンフレットなど、駐車場管理運営事業実績について記載のあるもの、または判断できるもの）

・直近の貸借対照表・損益計算書

<個人>・創業日、事業内容、実績等がわかるもの

・令和6年度分の所得税確定申告書の写し

（4）応募にあたっての留意事項

ア 価格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。

イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。

ウ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業日前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

5 質疑書の提出及び回答

（1）受付期間

令和7年11月18日（火）～令和7年12月4日（木）

午前9時～午後5時30分（ただし、午後0時15分～午後1時を除く）

なお、土・日・祝日は受付を行いません。

（2）提出方法

「募集要項」及び「仕様書」の内容について疑義がある場合は、質疑書（様式3）に疑義

内容を記載のうえ、上記受付期間内に電子メール（大阪市北区役所総務課：ta0001@city.osaka.lg.jp）又はFAX（06-6362-3821）により提出してください（送信後に必ず電話にて連絡すること）。その他の方法による提出は受付出来ません。
なお、質疑書以外での疑義・質問はお答えできません。

（３） 質疑書への回答日及び回答方法

回答日 令和7年12月10日（水）

回答方法 北区役所ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

URL (<https://www.city.osaka.lg.jp/kita/category/3078-1-1-0-0-0-0-0-0.html>)

6 価格提案書の提出及び審査

（１） 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和7年12月23日（火）

午前10時00分から午前10時30までに価格提案書を405会議室で提出していただき、午前10時30分から価格提案審査決定を行います。

（２） 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市北区扇町2丁目1番27号（北区役所4階）

大阪市北区役所 405会議室

（３） 提出書類等（当日持参するもの）

① 価格提案書（様式4）

② 委任状（様式5）

※代理人により応募しようとする場合

③ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑）

（４） 価格提案書の投函方法

① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、価格提案箱に投函してください。

② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、価格提案書投函の日に委任状を提出してください。

（５） 応募価格の表示

応募価格は、年額使用料（税抜き）を表示してください。

（６） 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（７） 価格提案審査

① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることは

できません。なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印（実印または委任状の受任者欄に押印した印鑑）がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一価格提案について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一価格提案について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一価格提案について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。（使用許可の際は、消費税及び地方消費税相当額が加算されます。）なお、使用予定事業者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

使用予定者を決定したときは、その決定業者及び決定金額を、使用予定者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後は、使用予定者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理

由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

7 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、令和8年3月31日（火）までに行います。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

8 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他使用予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先：大阪市北区役所総務課

大阪市北区扇町2丁目1番27号

（北区役所・4階41番窓口）

電話 （06）6313－9941

事務の進め方

